

岩手県告示第236号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成22年3月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問入浴介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
社会福祉法人康済会	岩手郡雫石町西安庭第26地割字二面130番地1	岩手郡雫石町西安庭第26地割130番地1	康済会訪問入浴介護サービス事業所	岩手郡滝沢村鶴飼字諸葛川16番地19	平成19年3月5日

2 訪問看護

居宅介護事業者			居宅介護事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
社会福祉法人康済会	岩手郡雫石町西安庭第26地割字二面130番地1	岩手郡雫石町西安庭第26地割130番地1	康済会訪問看護ステーション滝沢	岩手郡滝沢村鶴飼字諸葛川16番地19	平成19年3月5日